

令和3年6月4日

一般社団法人
福井県トラック協会 様

滋賀県高島警察署長

事業用貨物自動車の交通事故発生抑止に関するお願いについて

初夏の候、貴協会におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察活動各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署が管轄します滋賀県高島市では、今年に入り交通事故の発生件数が2倍以上に激増し、同市を南北に走る国道161号バイパスにおいて、2件の交通死亡事故が発生しています。

この死亡事故は、

- ・令和3年4月14日（水）午後8時20分ころ
- ・令和3年5月31日（月）午前3時40分ころ

に発生し、いずれも京阪神と北陸を往来する事業用貨物自動車同士の正面衝突事故で、3名の尊い命が失われ、1名の方が大けがを負われました。

高島市内の国道161号バイパスでは、過去10年間で交通事故による死者数は25名、その内約半数の12名もの方が正面衝突事故により亡くなっています。

国道161号バイパスは京阪神から北陸に通じる道路で、有料道路ではないものの信号等の設置も少なく、非常に走りやすい道路となっています。その反面、ドライバーの注意力が落ちやすく居眠り運転による交通事故や、速度超過のドライバーも散見されます。

先に申しましたような大きな交通事故が発生しますと、事故を起こした運転手やその家族、事故の相手方はもとより、運転手の事業所にも大きな損害を与えることとなります。

運転手やその御家族のためにも、今一度各事業所に対する注意喚起をよろしくお願いいたします。